第105号
昭和40年(1965)
9月10日 発行

発行人 栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表) 2151番

広報とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可 毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(8月末日現在)
世帯数 7,600
男 17,721人
女 19,065人
計 36,786人

今月の市税
▷国民健康保険税 9月分
納期 9月30日

防災の心得

日ごろの心がまえがたいせつです

いよいよ台風シーズンがやつてきました。新潟気象台の予報によると、九月には、日本本土に影響する台風が一、二回発生するということです。
本県に接近または、通過する台風の経路はいろいろですが、経路によつては、風水害のほかにフエン現象を起して火災が発生したりします。
こうした台風による災害を最も少なくするためには、次のような準備がたいせつです。

◎事前の準備
1 自宅付近の地形をよく知つておく。
2 避難所までの道順をよくおぼえておく。
3 排水溝、下水溝などの流れをよくしておく。
4 家屋やへいなど弱くなつているところは補強しておく。

◎台風が接近したら
1 ラジオ、テレビなどの台風情報をよく聞くようにする。
2 旅行、外出はできるだけ見合せる。
3 かざあたりの強い窓などは板や木材で補強する。
4 懐中電灯やローソクなどの照明器具を準備する。
5 あらかじめ非常袋を備え、三日間くらいの食糧と着替え、水筒に入れた飲料水、医薬品、トランジスターラジオなどを入れておく。

◎避難命令が出たら
1 火のしまつと戸締りを完全にする。
2 避難するときは、警察官や消防署員、消防団員の指示をよく守る。
3 女の人は、スラックスやモンペなどの活動しやすいものを着用する。
4 幼児などは、見やすいところに必ず名札をつけるようにする。
5 絶対にひとりだけの行動をとらず、家族全員でしかも近所の人たちがかたまつて避難するようにする。
6 避難先では、根も葉もないデマがとぶこともあるので、あわてずに行動する。

◎台風が去つたあとは
1 浸水後は、伝染病が発生することもあるので、市役所や保健所の指示によつて、消毒や予防接種は必ずうける。
2 断線した電線を発見したときは、直ちに東北電力（散宿所）、警察署（駐在所）へ連絡する。
（この稿は、栃尾警察署からいただきました。）

【カット写真は、三十六年の台風のとき屋根を吹きとばされた家】

選挙人名簿の登録資格者を調査

ただ今、選挙管理委員会では、九月十五日現在で作り替える基本選挙人名簿に登録する有権者を、世帯ごとの「選挙人名簿登録資格調査票」によつて調査中です。
調査は、区長（班長）さんを通じて行ないます。
住所を移した人、住民登録の届出をしてある住所と、実際の住所が違う人等は、特に注意して、調査票を確認のうえ正確な名簿が作られるようご協力ください。

基本選挙人名簿に登録する人は
昭和二十年十二月二十一日以前に生れ
六月十五日以前から、引続いて栃尾市内に住所のある人です。
ことし作る基本選挙人名簿は、十二月二十日以後一年間の選挙に用います。

知事選挙用

補充名簿を作成 申し出は十月十九日まで

県知事の任期満了による選挙が、今秋十一月十四日（日曜）に行われる予定です。

▽知事選挙の選挙名簿
県知事選挙の選挙人名簿は現在のもの（五月の市議補欠選挙、七月の参議院選挙に用いた名簿）を使用いたします。

▽参議院選挙後の新有権者等は補充名簿の申出を
七月行われた参議院選挙のとき、選挙権がありながら名簿に登録されないで投票できなかつた人や、あらたに選挙権があるようになつた次の人は、補充名簿登録申出の手続きをしてください。
○昭和二十年十月二十一日以前に生れ
○ことしの七月二十日以前から引続いて市内に住所のある人で、参議院選挙のとき名簿に登録されてなかつた人。

▽申出は十月十九日までに
手続き方法は本人から、選挙管理委員会備付の「補充選挙人名簿登録申出書」に記入捺印して、県知事選挙告示の前日（十月十九日）までに選挙管理委員会に届け出てください。
なお、九月十五日現在で「選挙人名簿登録資格調査票」によつて、調査して作る基本選挙人名簿は、県知事選挙には用いません。
参議院選挙後の有権者は、「補充名簿登録申出書」を出していただかなければ名簿に登録できませんからご注意ください。

県知事選挙の投票日
十一月十四日（日曜）の予定

市営住宅入居補欠者を募集

本市には、六十戸の市営住宅があります。今のところ空家はありませんが、今後一年間にたちのき者があつた場合すぐ入居できるように入居補欠者を募ることになりました。
希望されるかたで次のことがらにあてはまるかたは、市厚生課へお申しこみください。

入居者の資格要件
イ 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
ロ 月収が第一種住宅については二万円を超え三万六千円以下、第二種住宅については二万円以下であること。

選考にあたつては、実態を調査し、市営住宅運営委員会の意見をきいて住宅に困つている度合の高いものから入居者を決定する。
補欠世帯数は、第一種、第二種はそれぞれ五から十世帯程度とする。
補欠の有効期間は一年間（昭和四十年十一月十七日から昭和四十一年十一月十六日）までとする。
申込み用紙は、市厚生課社会係にあります。
手続等詳細については、市厚生課へ問い合せてください。
第一種住宅は、延十一坪平家建、六畳二室、台所、物置づき、第二種住宅は、延九坪平家建、四・五畳各一室、台所、物置づき。

市職員を募集

栃尾市職員を次のとおり募集します。希望者は、市総務課（庶務係）へ手続きをしてください。
1 採用予定人員 一般行政職（一般事務、技術員）若干名
2 受験資格 ①日本国籍を有する男女 ②高等学校を昭和三十六年三月以降に卒業した者、または昭和四十一年三月卒業見込の者。③昭和十七年四月二日から昭和二十三年四月一日までに生れた者、④通勤可能な範囲で栃尾市に住所のある者
3 受付期間 昭和四十年九月二十日（月）から十月九日（土）正午まで
4 第一次試験 十月十七日（日）一般教養ほか
5 第二次試験 十一月上旬（第一次試験合格者について）
6 提出書類 ①受験申込書（総務課にあります）②写真（上半身脱帽正面、名刺判）③履歴書（市販のもの）④卒業証明書、成績証明書、健康診断書（保健所発行に限る）
7 その他、申込書を郵送するときは、封筒の表に「受験申込み」と朱書すること

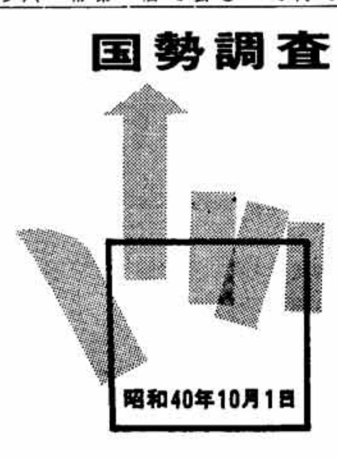

ご協力ねがいます

十月一日には、国勢調査が実施されます。この調査は、わが国に住んでいる全国民が対象となる大規模なもので国、県、市町村にどのくらいの人が住んでいて、どんな仕事についているかなどを調べるものです。
この調査の結果は、国はもちろん県や市の行政上に直接役だつ資料を得ることができるものです。

調査のしくみ
国勢調査は、人口をもれなく、また、重複をさけるため栃尾市には、一九三の調査区が設けられており、一七七人の調査員が調査にあたります。調査は、調査員がみなさんのご家庭を訪問して「調査票」を配り記入を依頼しますのでよろしくおねがいします。
調査票は十月一日から三日までの間に調査員が受けとり市役所に集められ、県を通じて総理府統計局に送られます。

調べることがら
みなさんの世帯に住んでいるすべての人について、次のようなことがらを記入していただきます。
①氏名 ②世帯主との続柄 ③男女の別 ④出生の年月 ⑤配偶の関係 ⑥国籍 ⑦仕事をしたかどうかの別 ⑧従業上の地位 ⑨勤め先、業主などの名称 ⑩勤め先、業主などの事業の種類 ⑪本人の仕事の種類 ⑫従業地または通学地 ⑬住居の種類 ⑭居住の室数 ⑮居住室の畳数の合計

秘密は守られます
調査票に記入された内容は統計をつくるだけに用いられ課税など他の目的には絶対に使いません。
また、調査員をはじめ、関係者が調査で知つた個人的なことを、他人にもらすことも固く禁じられていますからありのままを記入してください。

注意していただきたいこと
この調査で、たいせつなことは、一人でももらさず、また、重複しないよう調査することです。そのため特に注意していただきたいことは、寄宿舎、寮等に住んでいる人、長期入院患者、施設入居者は、十月一日前三カ月以上住んでいる人は、現在地で調査します。工場等の寄宿舎、寮に住んでおられるかたは、実家に帰つたときにでも家のかたと話し合つて重複、もれのないようにしていただきたいものです。

農地報償金を支払い 該当者は手続きを

農地を買収された人に、農地報償給付金が支払いされることになりました。
この給付金は、旧自作農創設特別措置法により農地を買収された者の請求により給付金（国債）が支払いされることになつたものです。請求書と関係用紙の交付をかねて後日説明会を開催しますから出席してください。

一 該当者
1 旧自農法により農地を買収された人、または、その遺族。
2 買収された面積から売渡しを受けた面積を差引いた面積が一畝以上である者。
3 畑の場合は、百分の六十に相当する面積で計算される。

二 給付金の支給額
1 一畝以上一反未満は一律に一万円。
2 一反以上は、規定による計算方式により算定された額が百万円を超える場合は百万円で打ち切りとなり、この場合一反未満のものは切り捨となります。

三 請求の手続き
農地被買収者給付金の請求は、昭和四十二年三月三十一日までです。
期限内に請求書を市産業課へ提出し、審査を受けてください。

四 注意
用紙の交付を受け関係書類を整備してから請求書に記入するようにしてください
期限内の申請ならば不利となることはありませんので完全に書類をそろえて提出してください。

消防大演習終る 功労者など表彰

栃尾市消防団・栃尾市消防署は、さる五日市街地の中心地に火災発生の想定で消防大演習を行ないました。
これは、当市の建物や道路状況から考えて、強風時もし火災が発生した場合大火災になる恐れがあることを想定したもので、栃尾市消防団員一〇〇〇人が出動した大がかりの演習でした。
このあと、永年勤続、功労者表彰があり無火災を誓つて演習を終りました。
なお、表彰は次のとおり。
▽日本消防協会功績章 本部団長 星野三子治 ▽消防庁長官表彰二五年以上勤続退職 十四分団長 高橋実外五名 ▽同十五年以上勤続退職 十一分団副分団長 阿部寅一外四二名 ▽新潟県消防協会功績章 十六分団長 佐藤初夫 ▽同 七分団長 中村広治 ▽八分団長 大橋鉄一 ▽十一分団長 嘉代清治 ▽同二十年勤続章 十五分団部長 三本耕三外五八名 ▽同十年 十分団副分団長 酒井東一外三九名 ▽同十年から十五年勤続退職 十二分団部長 諏佐繁司外一八名 ▽市長表彰退職者感謝状 三分団長 大橋健策外一〇四名 ▽地区支会長 十五年以上勤続章 二分団長 平井省吾外一一七名

新大病院も国保診療を開始

今まで新潟大学附属病院で診療を受けた場合は、国民健康保険の加入者がいつたん診療費用の全額を窓口で支払い後日市役所へ出向き療養の給付を請求するという手数のかかる取り扱いとされていました。これは、新大病院で国民健康保険の診療をしないという取り扱いによるものでしたが、このほど関係機関等の話し合いがつき今月十一日から国保診療を開始することになりました。
これにともない、国保に加入のみなさんは、今後次のことがらによつて、診療を受けてください。
1 九月十一日以降に診療を受ける場合は、被保険者証を忘れずに持参してください。
2 現在入院中のときは、ただちに被保険者証を同病院に提出してください。
3 同療院では当分の間、法定給付（世帯主七割、家族五割）のみ取り扱うため、当市の療養給付（世帯主、家族とも七割）との間に、家族についてのみ二割の差を生じます。
この二割については、従来どおり市役所へ請求していただきます。つまり世帯主ついては、三割家族については、五割に相当する金額を同病院の窓口へ支払いすればよいことになりました。（保健衛生課）

「やじ馬」はやめよう

ことしに入つて今までに二十一件の火災が発生しましたその際いつも困ることは、火災現場に集まる「やじ馬」に消火活動を妨げられることだと消防署では言つています。
特に市街地の火災の場合家が密集して消火活動がやりにくいところへせまい道路へかけつけたやじ馬にますますさまたげられてしまうことが多くあります。
一 火災現場へ急行する消防車が、できるだけ早く現場到達できるよう道路脇などにある、バイク、自転車など障害物は除けておくなど協力ねがいます。
二 必要のない人は、ぜつたいに火災現場へ近寄らないでください。
三 遠くから火災現場へ、バイク、自転車でかけつける人があり、付近の道路がバイク、自転車で通行できないことがあります。乗り物はできるだけ遠くに置き、消防活動にじやまにならないように特に注意してください。

【写真は、入車したばかりの除雪自動車】

除雪自動車を購入

市では、このたび除雪トラックを購入しました。これは積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する法律にもとづき、国庫補助で購入したものです。
この除雪トラックは、写真のようにダンプ自動車の先にスノーをつけたような形のもので、高速除雪車として活躍が期待されます。また夏は、ダンプトラックとして市道補修に使用できるなど当市のような雪国では、一石二鳥の自動車といいましよう。
トラックは、いすずTSD四〇型五・五トン、価格二七七万円（内国庫補助額一八六万八千円）

人権相談所開設 気がるにご相談ください

わたしたちは、幸福な生活を営むのに必要な権利をもつています。
皆さんは、この権利を侵されたり、侵されようとして悩んでいませんか。いろいろな問題やその他法律上のいざこざでこまつているかたがたのために、無料で相談に応ずることになりました。
相談の内容は絶対秘密ですお気がるにご相談ください。
とき 九月十七日午前十〜午後三時
ところ 栃尾市公民館
相談者 弁護士、人権擁護委員、法務局職員等
栃尾市の人権擁護委員
浅野 順久 （吉水）
磯部滝太郎 （森上）
佐藤 義信 （栃尾町）

公民館だより

富士山麓で研修 市中央青年学級生

栃尾中央青年学級は、お盆休暇を利用して、国立中央青年の家研修会とあわせ、研修旅行を行ないました。
参加者は、二・三年生の二十七名でした。
本年度は、特に目標を
一 仲間づくりをよりいつそう親密にする。
二 集団生活の規律を培う。
三 自然に親しみ明日への鋭気を養う。
四 県外研修旅行により見聞を広める。
として、八月十四日から十七日まで三泊四日の研修旅行を行なつたものです。
富士山麓にある国立中央青年の家での研修会は、
一、規律を守りましよう。
二、他人に迷惑をかけないようにしましよう。
三、何事もすすんで実行しましよう。
のモットーにより、文部省荒川先生から「現代青年の生き方」についての講義を受けました。
また、富士山資料室及び青年教育資料室は、学級生にとつて特に興味があつたようです。
続いて、所内見学も行ないましたが、六万坪の敷地の中の青年の家は整然としており若人の殿堂にふさわしく、中でも入口右側にある「青年の群像」は、光りを浴びて白く輝き学級生に新しい勇気をみなぎらせたようです。
夕食は、第二宿舎で行ない夜は、たまたま四国から研修にこられた愛媛県青年団連合会幹部との交歓会をやり、話し合いも活発に行なわれ、なごやかなうちに各々郷士民謡等が披露され意義深い思い出となりました。
十六日は、午前六時に研修が始まり全員国旗掲揚、ラジオ体操、朝食後富士吉田から河口湖をへて、富士山の五合目までバスで登山しました。三合目、四合目と車窓に写る道標を見て、学級生は、富士山の雄大さを再認識しておりました。帰りのコースは、河口湖から大月を経由して東京日本学生会館で一泊し、早朝から「科学技術館」及びオリンピック柔道会場の「武道館」を見学しました。
科学技術館には、宇宙開発の成果から原子力の利用、精細なるビタミンの栄養素、化学繊維の研究、特別攻撃隊の一人乗り飛行機まで、ありとあらゆる機械工業から旅行相談機まで展示されておりましたが、中でも世界に五台しかないと云う、三六〇度立体映画「サーキノ」には、学級生一同多大な関心を持つて見学し、大きな成果でありました
この研修旅行実施に当り、各工場並に家庭のかたがたから多大なご理解とご協力をいただきましたことを厚く、お礼申しあげます。

【国立青年の家の研修会場】

入選作品発表 七夕まつり応募作品

七夕まつりの短歌、俳句、川柳の文芸作品の、審査の結果、次のとおり決まりました。

〔短歌の部〕
天 長雨に作業の遅れ嘆きつつ老いたる父は予報聞き入る 上村 栄信
地 初夏の陽のそゝぐ大布の流れなり蛇くねくねと光りつつ渡る 笠井 柳雪
人 言ひさして思ひよどめるその言葉子はせつなくも母の目を見る 桐生 一馬
佳作 海に行く日を楽しみに親も子も語らえ笑え夕げにぎわう 加藤 みき
佳作 夏の夜の川面いろどりうちあげる花火愛でにし君はいまさず 深滝 ムラ
佳作 七夕のかざりせがむ子もをらず少しさみしく夫とわがをり 矢沢 澪
佳作 峠路に父をおくりて越えくれば我は父の子今さらにして 内山 慶峰

〔俳句の部〕
天 朝守門美しくみて梅雨上る 杵淵みさほ
地 星祭り小さきうその美しく 佐藤 三仁
人 実梅落つ新潟地震一周忌 佐藤 忠三
佳作 紫蘇の香に梅干の紅濃かりけり 林 聖村
佳作 桃しやぶる吾子の双手を汁つたふ 山本 静舟
佳作 大岳に颪吹き上げる青田晴 佐藤 香蕉
佳作 子を恋ひつ夜店を廻る巡査われ 品田長四郎
佳作 汁の実も揃う畑あり泥鰌鍋 歩 良

〔川柳の部〕
天 当らない天気予報農夫待ち 小林 仙次
地 ながい雨こぼれたぐちが川になり 渡辺 渡二
人 災害は忘れる頃を待ちきれず 神浦 寿雄
佳作 口あけば平和唱いて弾落し 諸橋 柳月
佳作 御中元のしを取り替え回り持ち 加藤 春次

お知らせコーナー

※西谷四地区（荷頃、西谷、中野俣、半蔵金）婦人会では地区婦人会相互の親睦を図る目的で運動会を行ないます。日時、九月十九日午前十時、会場、半蔵金中グランド
雨天の場合は話し合を行うことになつています。
※読書は充実した人間をつくり、会議は覚悟のできた人間をつくり、書くことは正確な人間をつくる。
読書の秋がきました。公民館の図書室をご利用下さい。

号外
昭和40年(1965)
9月20日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

広報とちあ

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(8月末日現在)
世帯数　7,600
男　17,721人
女　19,065人
計　36,786人

今月のメモ
▷台風が発生しております　準備はよいか、もう一度考えてみましょう

(通称平地内)市の宅地造成地完成

約100区画の整理が終る

希望者は申込みください

市は、本年度の重点施策のひとつとして、通称平地内に予算一千三百万円で宅地造成事業をすすめてきましたが、このほど完成しました。

このような大規模な宅地を市が造ったのは、年々住宅建築がふえるいっぽうで市街地にはあまりあき地を見ることができなくなりましたので、宅地を造って住宅難を少しでも解決し、住みよい都市をつくることをねらいとしたものです。

この宅地を造った場所は、栃尾市大字栃尾町字大倉（通称平地区）です。

この場所は、市街地の中心から直線で東南東一キロメートルの地点にあたります。

広さは、四三、四六一平方メートル（一三、一七〇坪）で南北に長方形の形をしています。この場所は、もと農地が三四、八五五平方メートル（一〇、五六二坪）、山林が八、六〇六百平方メートル（二、六〇八坪）あったものを整地したものです。

宅地内の道路は、幅員六・五メートルの幹線が南北をつらぬき、この幹線を中心に東西に幅員四メートルの枝線が走り、これらの道路脇に排水溝、下水溝が造られています。また、市道金沢、平線から幅員六・五メートルの道路で区画番号と面積を表らわしたこの幹線道路に結ばれております。

このようにしてできあがった宅地を市民のかたがたに分譲するため、三三〇平方メートル（一〇〇坪）区画を約一〇〇区画、九九平方メートル（三〇坪）が一二区画造ってあります。

宅地のひとつひとつの区画は、裏面見取図のとおりですので、ごらんください。

ただし、今回売る区画は、裏面の配置図の中に◎印のあるところです。

このように区画分けしたものを希望者に売るわけですが売るときの約束ごとなどは、下記のとおりです。

希望者は、申込み用紙が市総務課にありますから必要事項を記入のうえ、昭和四十年九月三十日までに総務課へ出してください。

なお、上水道施設を完備する予定で近く着工します。

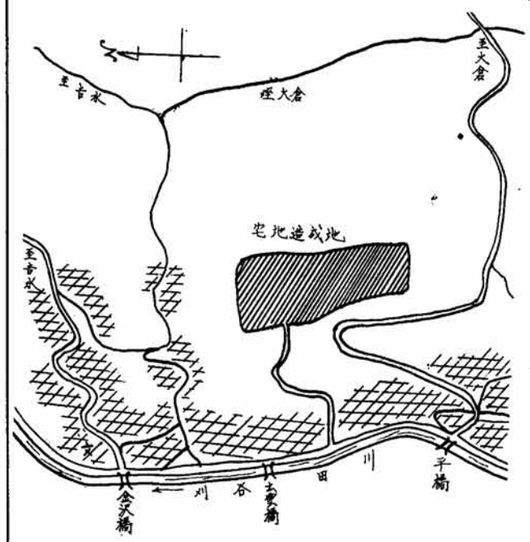

売るねだん

A・B・Cの区分にわけており、坪当り単価は、次のとおりです。
(裏の図面にA・B・Cの符号が入れてある)

A　5,000円～6,000円
B　4,500円
C　3,500円～4,000円

「東が丘団地」と命名

将来は二百戸の大住宅団地

写真のように幅広い道路が縦横に通り、排水溝ができ一区画ごとに整理された宅地造成地は見違いるようにきれいにできあがりました。

市では、この宅地造成地を「東が丘団地」と名づけました。

近き将来は、この東が丘団地は、二百戸以上が建築され栃尾市内では、もっとも大きな住宅団地となる予定です。

なお、住宅団地としては、いくぶん高台にあり、環境の面からも適地だといえましょう。

【上の写真は、宅地造成地の一部分、下は、宅地造成地のある見取り略図】

分譲地の現地案内

▶昭和40年9月26日(日)
午前8時30分～午後3時まで
どなたも気がるにおいでください

売る土地(区画)をきめるための「くじ」を行う

◆とき　昭和40年10月3日(日)午後1時
◆ところ　栃尾市役所　会議室

宅地を売るときのやくそく

一、目的
この分譲宅地は、住宅難を緩和し、住みよい都市を建設する一環として行なうものである。

二、分譲土地
今回分譲するところは、裏面の配置図の◎印のとこころです。

三、買受人の資格
栃尾市内に在住する個人(住民登録法により登録されてある者)および法人とする。

四、申し込みの方法
買受けを希望する者は、申込書に必要事項を記入のうえ昭和四十年九月三十日までに市役所総務課へ提出すること。
(提出された申込書は受付番号順に整理する。)

五、買受希望者に売却する土地の口数
売却する土地は、一世帯又は一法人について一口から二口とする(一口単位五〇坪)

六、売却土地の決定方法
(1)「くじ」により決定する。
(2)ブロック(A・B・C区分をいう)ごとにあつた買受申込者に宅地を選定させる。

七、買受申込者の立合
買受申込者、又はその代表者は、必ず「くじ」に立合わなければならない。
代理人を「くじ」に立合わせようとするときは、「くじ」を行なう前に申込者の委任状を市長に提出しなければならない。ただし、同居の親族のばあいは必要がない。

八、売却者の決定
「くじ」により売却者が決定したときは、売却決定書により通知する。

九、売買契約の締結
売買土地が決定した申込者は、市長の指定する期日までに売買契約を締結しなければならない。この期日までに売買契約を締結しない申込者は、買受けの意志がないものとみなし売却しない。

十、売買代金の納入方法
(1)売買代金の納入は、原則として即時払いとするただし、即時払いが不可能のばあいは、分割払いの方法により納入することができる。
(2)分割払いのばあい契約締結と同時に売買代金の二分一以上の金額を即時払いとし、残額は、契約締結の日から一年以内に完納すること。
(3)残額に対しては、契約締結の日から完納の日まで残額百円につき一日二銭七厘の割合により計算した延納利息を納入すること。

十一、売買土地引渡しの時期
売買契約締結と同時に即時払いのばあいは、売買代金全額を、分割払いのばあいは、売買代金の二分の一以上の金額を納入した後、売買土地を引渡し、所有権移転の登記を行なう。ただし分割払いのばあいは、残額納入の履行を担保とするため売買土地について第一順位の抵当権を設定する。

十二、売買契約の取消し
買受者が期限内に土地代金を納入しないばあいおよび正当の理由がなく当該土地を譲受けた日から二年以内に住宅の建設に着手しないとき又は住宅建設以前に第三者に譲渡したときは、当該土地の売買契約を取消し、これを市が買戻す。

宅地造成地『東が丘団地』平面図
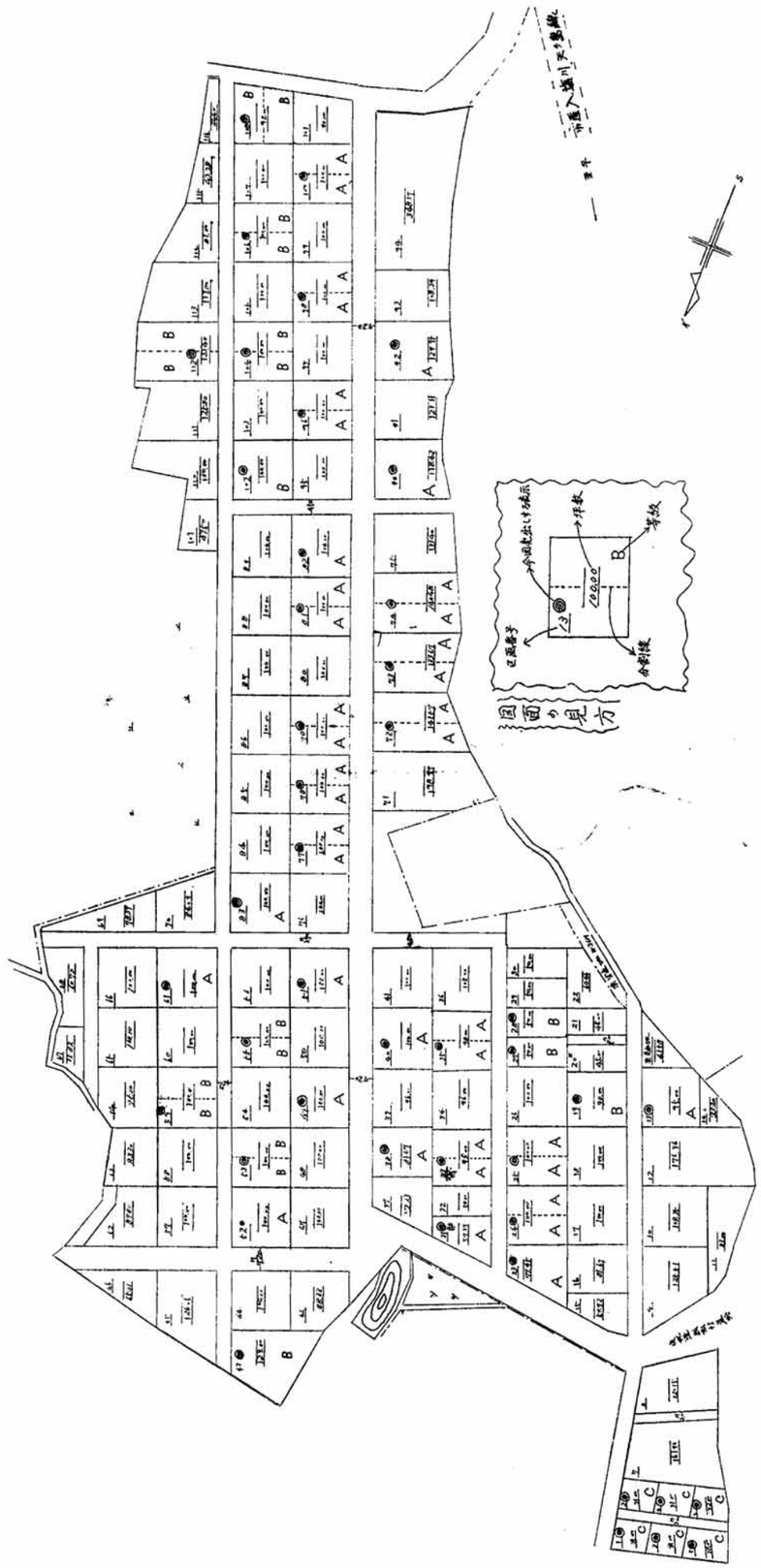
所在　栃尾市大字栃尾町字大倉地内